

競争参加資格確認資料作成要領

横浜国立大学（常盤台）第2食堂空調設備改修工事

令和6年4月

国立大学法人横浜国立大学施設部

競争参加資格確認資料作成要領

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 横浜国立大学（常盤台）第2食堂空調設備改修工事
 (2) 工事場所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79（横浜国立大学常盤台団地構内）
 (3) 工事内容 常盤台団地地の第2食堂の延べ面積約908m²の空調設備改修工事
 （別冊図面及び別冊現場説明書のとおり。）
 (4) 工 期 契約日の翌日から令和6年9月13日まで

2 資料の構成

- i) 競争参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ii) 企業の施工実績（別紙様式2）
 iii) 配置予定技術者の資格（別紙様式3）
 iv) 事故及び不誠実な行為（別紙様式4）

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判1ページ以内とし、記載事項は簡潔に記載すること。
 （必要に応じて、説明図等を添付してよいが、用紙サイズ等はA4判1ページにまとめる）。
 (2) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記 載 事 項	記載内容に関する留意事項及び記載事項
i) 競争参加資格確認申請書 （別紙様式1）	① 申請にあたって、記載内容について、事実と相違ないこと。 ② 文部科学省競争参加資格の写し添付すること。 ③ 経営事項審査状況は、直近の審査基準日を記入し、 <u>経営規模等評価結果通知書の最新版の写し添付すること。</u>
ii) 企業の施工実績 （別紙様式2）	① 競争参加資格 当該工事に係る文部科学省における一般競争参加資格を記載する。 （例：管工事 A 又は B 等級） ② 工事の施工実績 ・各建物床延べ面積の合計が450m ² 以上の空調設備新営または改修（改修の場合は、改修延べ床面積）工事の実績があり、平成21年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。 ③ 工事の記載事項 イ. 工事名称、発注者名、施工場所、契約金額、工期、発注形態等を記載する。 ロ. 建物用途、構造・階数、建物規模、工事内容を記載する。 ・共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。 ・工事名称等の項目の内容が証明できる契約書等の写しを添付する。 ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。 CORINSの登録番号を別紙様式1の余白に記載のこと。 ・CORINSに構造、階高、延べ面積の記載がない等の場合は、必要に応じ、規模等を確認できる平面図等の写しを添付する。
iii) 配置予定技術者の資格 （別紙様式3）	① 管工事に係る国家資格を有し、配置予定の監理技術者又は主任技術者の氏名を記載する。 ② 技術者の資格

	<p>資格は次によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付する。</p> <p>1級管工事施工管理技士、又は2級管工事施工管理技士、もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。</p> <p>なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械「流体工学」又は「熱工学」の資格を有する者。</p> <p>③ 技術者の工事経験</p> <ul style="list-style-type: none"> 各建物床延べ面積の合計が450m²以上の空調設備新築または改修（改修の場合は、改修延べ床面積）工事の実績があり、平成21年度以降に上記に掲げる工事の経験を有する者であること。 <p>④ 技術者の現在の他工事従事状況</p> <p>技術者が競争参加資格確認資料提出日現在において、その工事の主任技術者等として従事している場合は、その工事の名称及び工期を記入する。</p> <p>⑤ 複数の候補者を記入することができるが、その場合は資格等の評価が低い者により審査する。</p> <p>⑥ 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した競争参加資格確認資料を取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>⑦ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が②に定める国家資格を有する主任技術者を配置すること。</p> <p>⑧ 実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。</p>
<p>iv) 事故及び不誠実な行為 (別紙様式4)</p>	<p>関東・甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び神奈川県内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。</p> <p>※経常建設共同企業体で参加する場合は、各構成員が受けた全ての措置を記載すること。</p>

4 苦情申立て

- (1) 学長は、競争参加資格確認資料を提出した者のうち当該工事について競争参加を認めなかった者に対して、競争参加を認めなかった旨及びその理由（以下「理由等」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年 法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（(3)及び5の(1)において「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、学長に対して理由等についての説明を求められることができる。
- (3) 学長は、理由等についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

5 再苦情申立て

- (1) 学長からの理由等の説明に不服がある者は、理由等の説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を除く。）以内に、書面により、学長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。また、再苦情申立てについては東京・神奈川地区5国立大学法人入札監視委員会において審議を行うこととする。
- (2) 受付窓口 〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
国立大学法人横浜国立大学施設部施設企画課総務・契約係
電話番号 045-339-3083

- (3)受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4)再苦情申立てに関する手続を示した書類等の入手先
(2)に同じ。

6 実施上の留意事項

- (1) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。
- (2) 提出された競争参加資格確認資料を無断で使用することはない。
- (3) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。